

会 費 規 則

第 1 条 （総 則）

一般社団法人斜面防災対策技術協会の定款第 7 条の入会金及び会費の納入等については、本規則の定めるところによる。

第 2 条 （会費の構成）

1. 会費は正会員の本部会費と賛助会員の会費及び支部所属の賛助会費の一部で構成する。金額については別に定める細則によるものとする。
2. 正会員の支部会費は各支部の定めるところによる。

第 3 条 （会費の納入方法）

1. 正会員の本部会費は会員の所属する支部に納入し、支部は毎年 6 月末までに協会本部に納入するものとする。但し、年度中途に入会した会員の会費については、入会を承認した月から 3 ヶ月以内に本部に納入するものとする。
2. 賛助会員の会費は本部に納入するものとする。但し、年度中途に入会した会員の会費については、第 1 項に準ずるものとする。
3. 支部所属の賛助会員の会費の納入については、別に定める細則によるものとする。

第 4 条 （所属支部）

1. 正会員が所属する支部別都道府県名は、次によるものとする。

北海道支部	北海道
東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東支部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
新潟支部	新潟県
富山支部	富山県
石川支部	石川県
長野支部	長野県
静岡支部	静岡県
東海支部	岐阜県、愛知県、三重県
関西支部	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国支部	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州支部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第5条 (入会金)

1. 入会金は定額とし、金額については別に定める細則によるものとする。
2. 入会金は入会を承認した日から3ヶ月以内に支部を経由して本部に納入するものとする。

附 則

本規則は昭和54年度より実施する。

制定記録

制定	昭和54年5月22日
改定	平成2年5月24日
改定	平成6年5月23日
改定	平成25年11月22日

会 費 細 則

1. 会費規則第2条第1項の正会員の本部会費は年額一律14万円とする。
但し、年度途中で入会した正会員の会費については、入会を承認した月から月額1万円とする。
2. 賛助会員の会費は年額10万円とする。
3. 会費規則第5条第1項の入会金は正会員20万円とする。但し、既に正会員である法人が、新たな支部に所属する正会員となる場合は、その入会金は免除する。
4. 過去に正会員であった法人が、再度、正会員となった場合の入会金は、前項にかかわらず10万円とする。

附 則

本細則は、昭和54年5月22日より実施する。

制定記録

制定	昭和54年5月22日
改定	昭和55年5月30日（昭和55年度より適用）
	昭和58年5月23日（昭和58年度より適用）
	昭和63年5月26日（昭和63年度より適用）
	平成2年5月24日（平成2年度より適用）
	平成6年5月23日（平成6年度より適用）
	平成25年4月30日（平成25年度より適用）
	平成26年10月8日（平成26年度より適用）
	平成28年3月30日（平成28年度より適用）